

日之影町議会議員選挙

指定病院等における不在者投票の手引

日之影町選挙管理委員会

1 不在者投票をすることができる人

日之影町の選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている人で、県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び刑事施設等（以下、指定病院等という。）に入院（所）中の方で、次に該当する方が不在者投票をすることができます。

（１）日之影町内の指定病院等に入院（所）中の人

病気、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため又は産褥のため投票日において、歩くのが困難である見込みの人

（２）日之影町外の指定病院等に入院（所）中の人

投票日においてもまだ入院（所）中の見込みの人（「歩くのが困難」という要件は必要ありません。）

（３）投票日において刑事施設等に収容されている見込みの人

2 不在者投票ができる期間

告示日の翌日 令和８年１０月 ７日（水）から

投票日の前日 令和８年１０月１０日（土）まで

※期間が４日間しかありません。

※各施設から日之影町選挙管理委員会への送致及び日之影町選挙管理委員会から各投票所への送致に要する時間を考慮して、不在者投票手続を進めてください。

3 投票用紙、不在者投票用封筒の請求の方法

投票用紙、不在者投票用封筒を請求する方法は次の2つがあります。

(1) 代理請求

選挙人からの依頼を受けて、指定病院等の長又はその代理人が選挙人に代わって請求する方法

(2) 選挙人自ら請求

ア 代理請求する方法

(ア) 代理請求の要件

- ・当該選挙人が選挙の当日にその指定病院等に入院（所）中であり、不在者投票ができるものでなければなりません。
 - ・選挙人から依頼があったときに限り請求できるものであり、選挙人から依頼があった時は、依頼書に署名させてください。
- ※身体障害等により、選挙人が依頼書へ署名することができない場合は、代理の方が選挙人の氏名を記載してください。その場合、依頼書の備考欄に「代理記載者〇〇〇〇」と記載してください。

(イ) 請求先

日之影町選挙管理委員会

住所：〒882-0401

宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折9079番地

(ウ) 請求手続

次の手順で請求してください。

- ① 「投票用紙等請求書」を記載
- ② 「依頼書」の写しを用意
- ③ ①・②の書類を直接持参又は郵便により請求

※「依頼書」の原本は、各施設において保管してください。

イ 選挙人が自ら請求する場合

「投票用紙（及び投票用封筒）請求書兼宣誓書」に必要事項を記載し、日之影町の選挙管理委員会へ直接持参又は郵送等により請求してください。

このとき、指定病院等において投票する旨を申し出てください。

4 不在者投票立会人

不在者投票には、最低1人の立会人が必要です。

5 不在者投票終了後の手続

(1) 不在者投票の数の確認

不在者投票が終了した後、次の事項を確認してください。

○投票した選挙人の数と、提出された投票済封筒の数が一致するか。

○投票用紙・封筒の残数が、投票しなかった選挙人の数と一致するか。

(2) 不在者投票の送致

投票済封筒は、他の適当な封筒に入れ封をした上で、日之影町選挙管理委員会へ送付又は直接持参してください。

(ア) 送致用封筒は、おもて面左上方に「不在者投票在中」と朱書してください。

(イ) 送致用封筒の送致先は、「日之影町選挙管理委員会委員長」宛です。

(ウ) 不在者投票管理者は、送致用封筒の裏面に記名して印を押し、封に割印をしてください。

(エ) 送致用封筒は、不在者投票を行った当日に直接又は郵便（速達）をもって送致してください。

(オ) 選挙人自ら投票用紙等を請求した場合にあっては、不在者投票証明書も同封してください。

(カ) 代理投票があった場合は、代理投票処理簿も同封してください。

※投票は、投票日当日、投票所の閉鎖時刻までに投票管理者のもとに届かなければならないので、不在者投票の手続には御留意ください。

(3) 投票用紙及び不在者投票用封筒の返還

投票用紙等の請求をしたが、その後何らかの事由により投票をしなかった選挙人がある場合は、その選挙人の投票用紙等は、必ずその理由をつけて（様式は任意）、日之影町選挙管理委員会に返還してください。

6 不在者投票に要する経費の請求

今回の日之影町議会議員選挙の不在者投票に要する経費は、後日、日之影町が支払います。

(1) 請求先

〒882-0401

日之影町大字七折9079番地

日之影町選挙管理委員会 宛

※「不在者投票経費請求書在中」と封筒のおもて面に記入してください。

(2) 請求額

不在者投票をした選挙人1人につき、1,236円

※投票用紙等の請求をしたが、選挙人名簿に登録されていなかったため投票用紙等の送付を受けなかったもの及び投票用紙等の送付を受けたが投票をしなかった者については、請求しないでください。

(3) 請求期限

選挙終了後、2週間以内に必ず請求してください。

(4) 請求手続

不在者投票者名簿に必要事項を記載し、その末尾に合計欄を設けて経費の計算式を記入したものを、不在者投票経費請求書に添付して請求してください。

なお、不在者投票経費請求書及び不在者投票者名簿は、必ず写しを保管しておいてください。